

令和4年度
日高市特別職報酬等審議会

<資料>

開催日：令和4年9月26日（月）

場 所：日高市役所本庁舎庁議室

目次

1	特別職報酬等審議会	1
(1)	特別職報酬等審議会とは	1
(2)	特別職報酬等審議会の流れ	2
(3)	日高市特別職報酬等審議会条例	3
2	平成 29 年度特別職報酬等審議会に係る答申等	6
(1)	平成 29 年度特別職報酬等審議会答申（写）	6
(2)	平成 29 年度特別職報酬等審議会答申の根拠資料	8
3	特別職の報酬等及び一般職の給与等の改定状況等	9
(1)	特別職の報酬等の改定状況	9
(2)	特別職の期末手当の改定状況	10
(3)	特別職の減額条例による報酬等の減額	11
(4)	一般職の給与改定の仕組み	12
(5)	一般職の給与改定の状況	13
4	埼玉県内類似団体等の特別職の報酬等	15
(1)	県内類似団体と比較	15
(2)	県内類似団体と比較（白岡市を除く）	15
(3)	県内類似団体（人口差が 15,000 人以内）と比較	15
(4)	人口差が 15,000 人以内の県内市と比較	15
(5)	埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイア）と比較	15
(6)	前回（平成 29 年度）答申根拠算出団体と比較	15
(7)	前々回（平成 27 年度）答申根拠算出団体と比較	15
	【用語説明】	16
5	財政状況	17
(1)	日高市の財政状況	17
(2)	県内類似団体の財政状況	17
(3)	人口差が 15,000 人以内の県内市	17
(4)	埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイア）と比較	17
(5)	日高市 令和 2 市町村財政比較分析表（普通会計決算）	17
6	その他	18
(1)	令和 4 年度人事院勧告「給与勧告の骨子」	18

1 特別職報酬等審議会

(1) 特別職報酬等審議会とは

担当事務

市長の諮問に応じ、議員報酬の額並びに市長、副市長の給料の額について意見を述べること。

設置根拠

日高市特別職報酬等審議会条例

委員数

委員 10 人以内

必要の都度、市長が任命し、審議が終了した時に解任される。

会長

委員の互選により定める。

職務代理

会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

会議

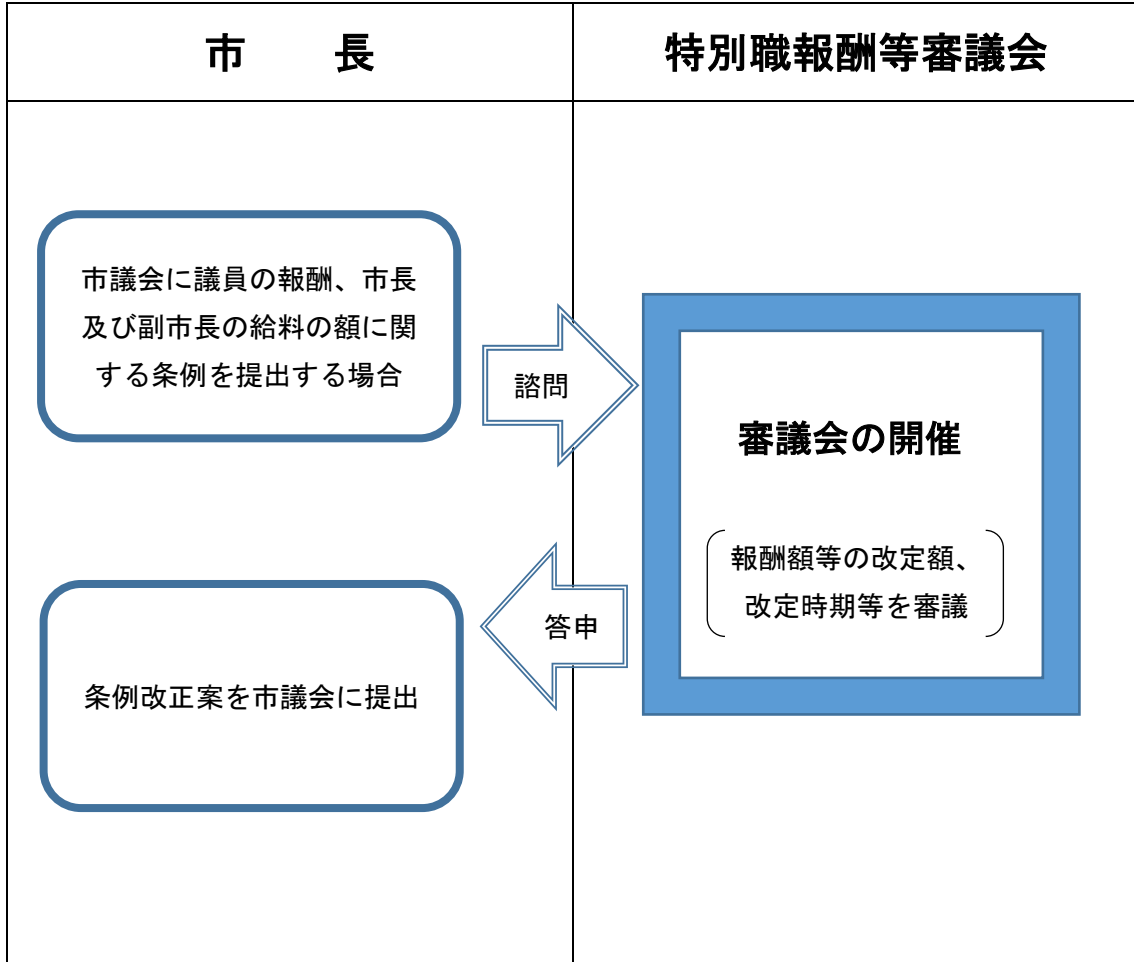
審議会は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

事務局

総務部 総務課 人事厚生担当

電話 042-989-2111（内線 2240）

(2) 特別職報酬等審議会の流れ



(3) 日高市特別職報酬等審議会条例

昭和45年2月16日条例第5号

日高市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、日高市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、日高市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年6月22日条例第10号）

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年6月18日条例第18号）

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（平成3年9月25日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第8号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は公布の日から、第6条の規定は公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の改正規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

- 2 改正法附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合においては、（中略）第2条による改正前の日高市特別職報酬等審議会条例（以下「旧報酬審条例」という。）第2条（中略）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧給与等条例第1条、旧報酬審条例第2条、旧報酬等条例別表並びに旧旅費条例第2条第1項第1号及び別表第2の規定中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則（平成20年9月5日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第7号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により同項の旧教育長が在職する場合であつて、当該旧教育長の給与の額に関する条例を議会に提出する場合については、改正後の日高市特別職報酬等審議会条例の規定は、適用しない。

2 平成 29 年度特別職報酬等審議会に係る答申等

(1) 平成 29 年度特別職報酬等審議会答申（写）



平成 29 年 10 月 5 日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄 様

日高市特別職報酬等審議会
会 長 猪 俣 利 雄



日高市特別職の報酬等の額について（答申）

平成 29 年 10 月 5 日付、日総発第 270 号で諮問のありました標記の件について、別紙のとおり答申いたします。



答申

<はじめに>

本審議会は平成29年10月5日、日高市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市議会議員の議員報酬、市長、副市長及び教育長の給料の額について諮問を受けました。

本審議会は、近隣市や県内類似団体等の状況や最近の社会経済情勢などに関連する諸情勢について、広範な角度から審議しました。

<論点>

日本の経済情勢は、平成24年12月から平成29年9月までの58ヵ月景気回復期間となり、戦後2位のいざなぎ景気を超える長さとなった可能性が高いとされています。

日高市においては経常収支比率94.6%、前年度比+3.6ポイントとなっており、今後、公共施設や道路・橋などのインフラ資産の老朽化に伴い多額の財源が必要とされていることから、より一層計画的な行財政運営が必要とされています。

・市議会議員の議員報酬の額

近隣市、県内類似団体及び日高市との人口差15,000人以内の市を比較しました。平成27年度の特別職報酬等審議会において、引き上げの答申が出されたことをうけ、平成28年4月1日より引き上げられたことにより、現報酬は適正な額であることから据え置きが妥当という結論にいたりしました。

・市長、副市長及び教育長の給料の額

近隣市、県内類似団体及び日高市との人口差15,000人以内の市を比較しました。平成27年の特別職報酬等審議会においては県内類似団体を基準とし引き上げの答申を出しましたが、引上げは見送りました。平成29年には県内類似団体に変更となりましたので、人口差15,000人以内の県内市の状況を参考に報酬について審議した結果、引き上げることが妥当であるとの結論にいたりしました。

<結論>

1 諮問事項

議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、各々の職務や職責を勘案し、適正な議員報酬及び給料の額は次のとおりと考えます。

役職名	改定答申額	現行額	改定額
議長	429,000円	429,000円	0円
副議長	373,000円	373,000円	0円
委員長	359,000円	359,000円	0円
副委員長	351,000円	351,000円	0円
議員	349,000円	349,000円	0円
市長	869,000円	858,000円	11,000円
副市長	740,000円	728,000円	12,000円
教育長	691,000円	685,000円	6,000円

2 改定時期

平成30年4月1日からの実施が妥当と考えます。

<付記事項>

特別職報酬等審議会の開催については、本市の財政状況や他市との均衡を考慮する必要があり、そして、何より市民の理解が得られるような適正な水準の報酬等を審議していくため、4年に1回程度開催していくことが望ましいと考える。

(2) 平成 29 年度特別職報酬等審議会答申の根拠資料

別冊資料のとおり

3 特別職の報酬等及び一般職の給与等の改定状況等

(1) 特別職の報酬等の改定状況

(単位：円)

区 分	改定後（現行）		改 定 前		改定額	改定率
	月 額	適用年月日	月 額	適用年月日		
市長	858,000	H8. 4. 1	841,000	H5. 10. 1	17,000	2.0%
副市長	728,000	H8. 4. 1	714,000	H5. 10. 1	14,000	2.0%
教育長	685,000	H8. 4. 1	672,000	H5. 10. 1	13,000	1.9%
議長	429,000	H28. 4. 1	420,000	H8. 4. 1	9,000	2.1%
副議長	373,000	H28. 4. 1	351,000	H8. 4. 1	22,000	6.3%
常任委員会委員長 及び議会運営委員 会委員長	359,000	H28. 4. 1	333,000	H8. 4. 1	26,000	7.8%
常任委員会副委員 長及び議会運営委 員会副委員長	351,000	H28. 4. 1	325,000	H8. 4. 1	26,000	8.0%
議員	349,000	H28. 4. 1	317,000	H8. 4. 1	32,000	10.1%

※1 改訂額の算出方法：改定後－改訂前＝改定額

※2 改訂率の算出方法：(改訂後－改定前) ÷ 改訂前＝改定率

(2) 特別職の期末手当の改定状況

	市長・副市長等		議員	
	支給率	改定月数	支給率	改定月数
平成17年度	4.35	→	4.40	→
平成18年度	4.35	→	4.40	→
平成19年度	4.40	0.05	4.45	0.05
平成20年度	4.40	→	4.45	→
平成21年度	4.05	△ 0.35	4.10	△ 0.35
平成22年度	3.85	△ 0.20	3.90	△ 0.20
平成23年度	3.85	→	3.90	→
平成24年度	3.85	→	3.90	→
平成25年度	3.85	→	3.90	→
平成26年度	4.00	0.15	4.05	0.15
平成27年度	4.20	0.20	4.20	0.15
平成28年度	4.30	0.10	4.30	0.10
平成29年度	4.40	0.10	4.40	0.10
平成30年度	4.45	0.05	4.45	0.05
令和元年度	4.50	0.05	4.50	0.05
令和2年度	4.45	△ 0.05	4.45	△ 0.05
令和3年度	4.30	△ 0.15	4.30	△ 0.15

(3) 特別職の減額条例による報酬等の減額

減額の期間		給料月額に対する減額率		
自	至	市長	副市長(助役)	教育長・収入役
平成17年4月	平成19年3月	15%	10%	7%
平成19年4月	平成21年3月	10%	7%	5%
平成21年4月	平成22年3月	10%	7%	5%
平成22年4月	平成23年3月	10%	7%	5%
平成23年4月	平成24年3月	10%	7%	5%
平成24年7月	平成25年3月	50%	—	—
平成25年7月	平成26年3月	10%	7%	5%
平成26年4月	平成26年5月	10%	10%	—

※助役・収入役は、平成19年3月末に廃止。

【参考】一般職の減額

減額の期間		給料月額に対する減額率		
自	至	部長級 課長級	主幹級 主査級 主任級 技能3級	主事級 主事補級 技能2級 技能1級
平成25年10月	平成26年3月	4.5%	4%	3.5%

(4) 一般職の給与改定の仕組み

日高市職員の給与は、民間給与との均衡が図られるように措置されています。

その理由は、

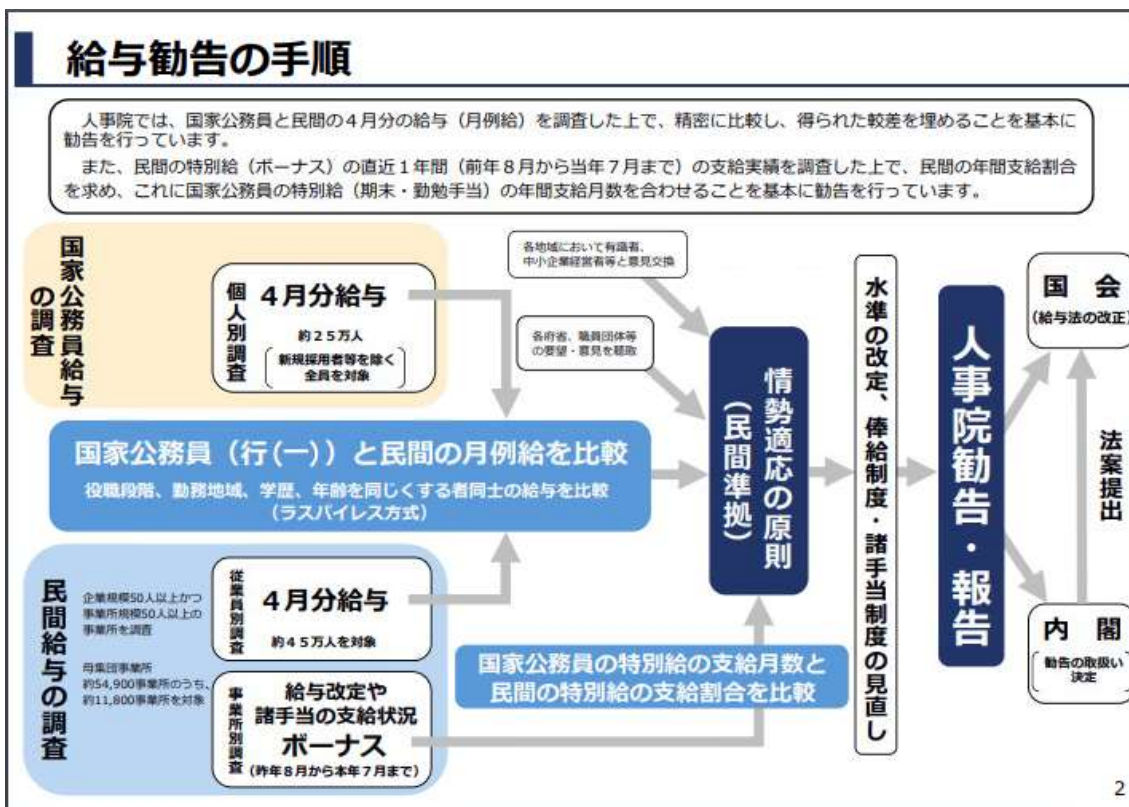
- ・市場原理による給与決定が困難であること
- ・職員も労働者であり、社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保が必要であること
- ・市民の税金によって賄われていること

などによります。

そのため、日高市では、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を基に一般職の給与水準を決定しています。国と県の勧告内容が相違する場合は、より地域の情勢を反映している埼玉県人事委員会勧告に準拠しています。

人事委員会を置いてない市及び町村については、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等を参考に適切な改定を行うこと。(平成21年8月25日付、総行給第93号、総務事務次官通知「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」)

【参考】人事院勧告の手順



(出典：人事院（令和4年8月）給与勧告の仕組み)

(5) 一般職の給与改定の状況

<日高市>

	給与月額	改定率	期末・勤勉手当 年間支給月数	較差月数
平成 19 年度	511 円	0.13%	4.50 月	0.05 月
平成 20 年度	据置き		据置き	
平成 21 年度	△646 円	△ 0.19%	4.15 月	△ 0.35 月
平成 22 年度	△485 円	△ 0.16%	3.95 月	△ 0.2 月
平成 23 年度※	据置き		据置き	
平成 24 年度	据置き		据置き	
平成 25 年度	据置き		据置き	
平成 26 年度	790 円	0.28%	4.10 月	0.15 月
平成 27 年度	779 円	0.40%	4.20 月	0.10 月
平成 28 年度	500 円	0.20%	4.30 月	0.10 月
平成 29 年度	512 円	0.18%	4.40 月	0.10 月
平成 30 年度	601 円	0.19%	4.45 月	0.05 月
令和元年度	399 円	0.10%	4.50 月	0.05 月
令和 2 年度	据置き		4.45 月	△ 0.05 月
令和 3 年度	据置き		4.30 月	△ 0.15 月
令和 4 年度	未定	未定	4.40 月（仮）	0.10 月

※平成 23 年度は、国と県の内容が相違したために県準拠とした。

<国>

	給与月額	改定率	期末・勤勉手当 年間支給月数	較差月数
平成 19 年度	1,352 円	0.35%	4.50 月	0.05 月
平成 20 年度	据置き		据置き	
平成 21 年度	△ 863 円	△ 0.22%	4.15 月	△ 0.35 月
平成 22 年度	△ 757 円	△ 0.19%	3.95 月	△ 0.02 月
平成 23 年度	△ 899 円	△ 0.23%	据置き	
平成 24 年度	据置き		据置き	
平成 25 年度	据置き		据置き	
平成 26 年度	1,090 円	0.27%	4.10 月	0.15 月
平成 27 年度	1,469 円	0.36%	4.20 月	0.10 月
平成 28 年度	708 円	0.17%	4.30 月	0.10 月
平成 29 年度	631 円	0.15%	4.40 月	0.10 月
平成 30 年度	655 円	0.16%	4.45 月	0.05 月
令和元年度	387 円	0.09%	4.50 月	0.05 月
令和 2 年度	据置き		4.45 月	△ 0.05 月
令和 3 年度	据置き		4.30 月	△ 0.15 月
令和 4 年度	921 円 (仮)	0.23%	4.40 月 (仮)	0.10 月

令和 4 年 4 月 1 日時点の平均給与及び平均年齢の比較

	平均給与	平均年齢
国	405,049 円	42.7 歳
日高市	384,473 円	43.5 歳

4 埼玉県内類似団体等の特別職の報酬等

(1) 県内類似団体と比較

別冊資料のとおり

(2) 県内類似団体と比較（白岡市を除く）

別冊資料のとおり

(3) 県内類似団体（人口差が 15,000 人以内）と比較

別冊資料のとおり

(4) 人口差が 15,000 人以内の県内市と比較

別冊資料のとおり

(5) 埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイア）と比較

別冊資料のとおり

(6) 前回（平成 29 年度）答申根拠算出団体と比較

別冊資料のとおり

(7) 前々回（平成 27 年度）答申根拠算出団体と比較

別冊資料のとおり

【用語説明】

類似団体…市町村の様態を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、しかも容易、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定された類型により、大都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村ごとに団体を分類したものである。

(一般市)

産業構造		Ⅱ次,Ⅲ次90%以上		Ⅱ次,Ⅲ次90%未満	
		Ⅲ次65%以上	Ⅲ次65%未満	Ⅲ次55%以上	Ⅲ次55%未満
人口	0以上～ 50,000未満	I-3	I-2	I-1	I-0
	50,000以上～ 100,000未満	II-3	II-2	II-1	II-0
	100,000以上～ 150,000未満	III-3	III-2	III-1	III-0
	150,000以上～	IV-3	IV-2	IV-1	IV-0

日高市：Ⅱ-3

市区町村別人口1万人当たり職員数一覧(単純値)(令和3年4月1日時点)(埼玉県)

団体名	類型	団体名	類型	団体名	類型
さいたま市	指定都市	入間市	市 III-3	毛呂山町	町村 V-2
川越市	中核市	朝霞市	市 III-1	越生町	町村 III-2
熊谷市	施行時特例市	志木市	市 II-3	滑川町	町村 IV-2
川口市	中核市	和光市	市 II-1	嵐山町	町村 IV-2
行田市	市 II-2	新座市	市 IV-3	小川町	町村 V-2
秩父市	市 II-2	桶川市	市 II-3	川島町	町村 IV-1
所沢市	施行時特例市	久喜市	市 IV-3	吉見町	町村 IV-1
飯能市	市 II-3	北本市	市 II-3	鳩山町	町村 III-2
加須市	市 III-2	八潮市	市 II-1	ときがわ町	町村 III-1
本庄市	市 II-1	富士見市	市 III-1	横瀬町	町村 II-2
東松山市	市 II-2	三郷市	市 III-3	皆野町	町村 II-2
春日部市	施行時特例市	蓮田市	市 II-3	長瀨町	町村 II-2
狭山市	市 III-3	坂戸市	市 III-3	小鹿野町	町村 III-1
羽生市	市 II-2	幸手市	市 II-2	東秩父村	町村 I-1
鴻巣市	市 III-3	鶴ヶ島市	市 II-3	美里町	町村 III-1
深谷市	市 III-1	日高市	市 II-3	神川町	町村 III-1
上尾市	市 IV-3	吉川市	市 II-3	上里町	町村 V-1
草加市	施行時特例市	ふじみ野市	市 III-3	寄居町	町村 V-1
越谷市	中核市	白岡市	市 II-3	宮代町	町村 V-2
蕨市	市 II-1	伊奈町	町村 V-2	杉戸町	町村 V-2
戸田市	市 III-3	三芳町	町村 V-2	松伏町	町村 V-2

(出典：総務省ホームページ)

5 財政状況

(1) 日高市の財政状況

別冊資料のとおり

(2) 県内類似団体の財政状況

別冊資料のとおり

(3) 人口差が 15,000 人以内の県内市

別冊資料のとおり

(4) 埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイア）と比較

別冊資料のとおり

(5) 日高市 令和 2 市町村財政比較分析表（普通会計決算）

別冊資料のとおり

6 その他

(1) 令和4年度人事院勧告「給与勧告の骨子」

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921円 (0.23%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分(注)103円〕 (注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定（平均改定率：全体 0.3%〔1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし〕）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.20月(改定なし)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	1.05月(現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請



【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

(出典：人事院ホームページ)